

大分市告示第 77 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号。以下「法」という。）第 15 条第 1 項の規定の基づく産業廃棄物処理施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定に基づき次のとおり告示する。

申請書及び当該産業廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を、大分市環境部廃棄物対策課及び大分市ホームページにおいて当該告示の日から 1 月間公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、同法第 15 条第 6 項に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 2 週間を経過する日までに、大分市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和 8 年 3 月 9 日

大分市長 足立 信也



1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

株式会社環境整備産業  
大分県大分市大字下郡 3260 番地の 10  
代表取締役 尾形 嘉博

2. 産業廃棄物処理施設の設置の場所

大分県大分市豊海五丁目 1994 番 222

3. 産業廃棄物処理施設の種類

法施行令第 7 条第 3 号、第 5 号、第 8 号及び第 13 号の 2 に規定する焼却施設（1 基）

4. 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

（1）産業廃棄物

燃え殻、汚泥（有機汚泥及び無機汚泥）、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、動物のふん尿、動物の死体

(2) 特別管理産業廃棄物

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類、又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1・2-ジクロロエタン、1・1-ジクロロエチレン、シス-1・2-ジクロロエチレン、1・1・1-トリクロロエタン、1・1・2-トリクロロエタン、1・3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1・4-ジオキサンを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。）、廃酸（チウラム、シマジン、チオベンカルブを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。）、廃アルカリ（チウラム、シマジン、チオベンカルブを含むことのみにより特定有害産業廃棄物になるものに限る。）、感染性産業廃棄物

5. 申請年月日

令和8年2月27日

6. 縦覧場所

大分市役所 環境部 廃棄物対策課（本庁舎4階）

7. 縦覧期間

令和8年3月9日から令和8年4月9日

（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

8. 縦覧時間

午前8時30分から午後5時15分

9. 意見書の提出

(1) 提出期限

令和8年4月23日（郵送の場合は、同日までの消印のあるものは有効。）

(2) 提出先

〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号

大分市役所 環境部 廃棄物対策課

(3) 記載すべき事項

ア 提出者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、名称及び主たる事務所の住所並びに代表者の氏名）

イ 対象産業廃棄物処理施設の設置の場所及び種類

ウ 当該産業廃棄物処理施設の設置に関する具体的な利害関係

エ 生活環境の保全上の見地からの意見（記載言語は日本語とする。）